

議 事 確 認 書

東京・大阪H I V訴訟原告団と厚生労働省は、平成26年3月31日付厚生労働大臣に対する統一要求書につき、厚生労働大臣出席のもとでの定期協議を、平成26年7月24日午後4時30分から5時27分まで開催し、以下の点を確認した。

1. 医療体制におけるH I V診療スタッフ（リサーチレジデント）の確保について

H I V医療において重要な役割を果たす人材を今後も確保し、H I V医療に貢献できる体制を整えることが、平成8年3月の和解確認書の趣旨からも、重要な課題であることを確認し、厚生労働省は、人材を確保しH I V感染被害者が安心して医療を受けられるようにするために、関係部局と連携を取りながら、リサーチレジデントとは別の枠組みとし、5年後の無期限雇用を可能とする方向で検討する。被害者が安心して医療を受けられるよう、関係部局で連携を取りながら引き続き努力していく。

2. 被害者の高齢化を踏まえた恒久対策について

厚生労働省は、被害者の高齢化等を踏まえた長期療養体制の整備について、重要性の高い課題として認識し、医療と介護の連携など具体的な対応の方向性について、原告団の意見を聞きながら費用も含め検討を進める。

平成 27 年 6 月 23 日

厚生労働省医薬食品局長

厚生労働省医政局長

厚生労働省健康局長

東京H I V訴訟原告団代表

東京H I V訴訟弁護団代表

大阪H I V訴訟原告団代表

大阪H I V訴訟弁護団代表